

中小企業のものづくり基盤技術の高度化法の支援スキーム

基盤技術高度化指針

特定基盤技術(鋳造、鍛造、めっき、金属プレス加工、金型等)毎の現状・課題や大企業・発注企業等のニーズを踏まえ、国が「中小企業が目指すべき技術開発の方向性」について取りまとめた指針。

踏まえて

中小企業者(みなし大企業含む)による特定研究開発等計画の作成

相談

申請

九州経済産業局
技術振興課

認定

認定審査委員会

【審査項目】

- 計画の技術指針への適合性(内容、目標、両者の整合性等)
- 計画の実行可能性(内容、スケジュールと予算のバランス等)
- 協力者の協力内容、資金調達計画等の適切性等

認定中小企業への支援措置

○モノ作り基盤技術の研究開発支援

【戦略的基盤技術高度化支援事業】

(19年度予算93.6億円→20年度予算88.0億円)

中小企業と川下大企業等が協力して行う革新的かつハイリスクな研究開発プロジェクトを資金面から支援。

○中小企業信用保険法の特例

認定計画に必要な資金の借入について、中小企業が利用できる信用保険の限度額を拡大する。

例 保険種	通常枠	特例による別枠
普通保険	2億円	2億円
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円

○中小企業金融公庫による低利融資

認定計画の必要資金を優遇金利で借り入れられる。

- ・貸付金利: 特利3(4月現在:5年以内1.35%、20年以内2.10%)
- ・貸付期間: 設備資金→20年以内
運転資金→原則5年以内(最長7年)

○特許化に係る特例措置

中小企業が認定計画の成果を特許化する場合の費用を減免。

- ・審査請求手数料
(168,600円+4,000円×請求項) → 半額
- ・特許料→最初の6年間分を半額
1~3年:(2,600円+200円×請求項)→半額
4~6年:(8,100円+600円×請求項)→半額

○中小企業投資法の特例措置

中小企業が認定計画を実施するために増資するような場合には、資本金3億円超であっても、中小企業投資育成株式会社が株式引受等を実施可能。

注)みなし大企業とは

発行株等の総額の1/2以上を同一の大企業が所有。

発行株等の総額の2/3以上を大企業が所有。

大企業の役員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上。

※戦略的基盤技術高度化支援事業においては、直接の支援対象者から除外

認定申請書の入手方法

認定申請書の様式及び基盤技術高度化指針は次のURLからダウンロードできます。

http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/gijyutu/sapoin/word_down_load/kisoku_youshiki1.doc

http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/gijyutu/sapoin/houritu/shishin/070213kibangijutu_shishin.pdf